

政令
三〇一

一、自治庁設置法の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

七三一 公布 一一

三〇二

一、経済審議会令

一 一二

三〇三

一、資源調査会設置法施行令

一 一三

三〇四

一、保安庁法施行令

一 一四

昭和二十七年七月三十一日

経本申第一九号

起	案	昭和二十七年七月三十一日	閣議決定	昭和二十七年七月三十一日	施行	昭和二十七年七月三十一日	公布	昭和二十七年七月三十一日
昭和三十七年七月三十一日	昭和三十七年七月三十一日	昭和三十七年七月三十一日	昭和三十七年七月三十一日	昭和三十七年七月三十一日	昭和三十七年七月三十一日	昭和三十七年七月三十一日	昭和三十七年七月三十一日	昭和三十七年七月三十一日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣総理大臣官房総務課長

総理府事務官

木村國務大臣

廣川國務大臣

吉武國務大臣

周東國務大臣

岡崎國務大臣

高橋國務大臣

野田國務大臣

山崎國務大臣

池田國務大臣

村上天務大臣

大橋國務大臣

天野國務大臣

佐藤國務大臣

岡野國務大臣

別紙衆議院議長奏上の経済審議庁

内閣

設置法公布の件は、奏上のとおり公布
を奏請することとした。たい。

経済審議庁設置法をここに公布
する。

御名御璽

昭和二十七年七月三日

内閣総理大臣

法律第二百六十三号

(奏上のとおり。)

経済安定本部総裁

内閣総理大臣

内

閣

設置法公布の件は奏上のとおり公布
と奏請することといたし、

経済審議庁設置法をここに公布
す。

御名御璽

昭和二十七年七月一日

法律第三百三十一号

（奏上のとおり）

内閣府大臣

内閣府第六司

秘書官水崎清

国会は経済審議庁設置法の公
布を奏上いたします。

昭和二十七年七月三十一日

衆議院議長

林 譲治



衆議院事務総長 大池 眞

経済審議庁設置法

(目的)

第一條 この法律は、経済審議庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三條第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、経済審議庁(以下「審議庁」という。)を設置する。

2 審議庁の長は、経済審議庁長官とし、国務大臣をもつて充てる。

(任務)

第三條 審議庁は、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 長期経済計画の策定
- 二 二以上の行政機関の経済施策に関連する総合的且つ基本的な政策の企画立案（特定行政機関の主管に属するものを除く。）
- 三 経済に関する基本的な政策の総合調整

四 他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策の企画立案

五 長期経済計画の策定

六 総合国力の分析及び測定

七 内外の経済動向及び国民所得等に関する調査及び分析

（権限）

第四條 審議庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置を執ること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二 審議庁の公印を制定すること。

十三 経済に関する基本的な政策及び計画について、（外国為替及び国際収支の投資及び事業活動を含む。）関係行政機関の事務の総合調整を行うこと。

十四 国土総合開発に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

十五 電源開発に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

十六 物価に関する基本的な政策を企画立案すること。
(及び労働状態の改善)

十七 国民生活の安定に関する基本的な政策を企画立案すること。
(且つ基本的人権の保障)

十八 前四号に掲げるものの外、二以上他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策を企画立案すること。
(前号の行政機関の所掌に属するものを併す)

十九 左に掲げる法律に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

イ 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)

ロ 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)

特例として、地方自治法、地方自治法、地方自治法、昭和二十七年法律第八十号

ハ 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)

二十 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基く命令を含む。)に基き、審議庁に属せしめら

れた権限

(内部部局)

第五條 審議庁に、左の五部を置く。

総務部

調整部

計画部

調査部

(特別な職)

第六條 審議庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

3 審議庁に、審議官十人以内を置く。

4 審議官は、命を受け、重要な庁務に参画する。

5 総務部、(調整部)計画部及び調査部に、各部を通じ、調査官二十人以内を置く。

6 調査官は、命を受け、専門的事項の調査に参画する。

(総務部の事務)

第七條 総務部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 長官の官印及び庁印を管守すること。
- 四 公文書を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 六 行政財産及び物品を管理すること。
- 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八 行政の考査を行うこと。

九 こう報に関すること。

十 法令案の審査及び庁務の総合調整に関すること。

十一 前各号に掲げるものの外、審議庁の所掌事務で、他部の所掌に属さない事務に関すること。
(調整部の事務)

第八條 調整部においては、左の事務をつかさどる。

十三 運輸に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十四 財政、通貨及び金融に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。
外国投資等の投資及び事業活動に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十五 物価に関する基本的な政策の企画立案及び総合調整に関すること。

十六 国民の合理的な生活水準の策定並びに雇用の増大、(労働政策及び)国民生活水準の改善その他国民生活

の安定に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

十七 国際経済協力に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び推進に関すること。

6 調査官は、命を受け、専門的事項の調査に参画する。

(総務部の事務)

第七條 總務部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 長官の官印及び庁印を管守すること。
- 四 公文書を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 六 行政財産及び物品を管理すること。
- 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八 行政の考査を行うこと。

- 十一 貿易及び国際收支に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。
- 十二 産業に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。
- 十三 運輸に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。
- 十四 財政、通貨及び金融に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。
外国投資及び貸付、及び事業活動に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関するもの。
- 十五 物価に関する基本的な政策の企画立案及び総合調整に関すること。
- 十六 国民の合理的な生活水準の策定並びに雇用の増大、(その他物価政策)国民生活水準の改善その他国民生活の安定に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。
- 十七 国際経済協力に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び推進に関すること。

八

前七号に掲げるものの外、他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策の企画立案並びに経済に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十九 前各号に掲げるものの外、審議庁の所掌事務で、他部の所掌に属さない事務に関すること。

七

(計画部の事務)

第八條 計画部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 長期経済計画の策定に関すること。
- 二 総合力の分析及び測定に関すること。

三 電源開発に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

四 国土総合開発及び国土調査に関すること。

五 特殊工業、地帯的産業の振興に関すること。

(調査部の事務)

第九條 調査部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 内外の経済動向の調査及び分析に関すること。
- 二 経済統計の作成及び整備に関すること。
- 三 国民所得等の調査及び分析に関すること。

(附属機関)

第十條 審議庁の附属機関として、経済審議会を置く。

2 経済審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済に関する重要な政策、計画等につき調査審議する。

3 経済審議会の組織、所掌事務及び委員については、政令で定める。

(定員)

第十一條 審議庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。
- 2 この法律施行の際現に経済安定本部の職員である者は、別に辞令を発せられない場合においては、法律に別段の定のない限り、同一の勤務条件をもつて、審議庁の職員となるものとする。

内閣総理大臣

法務総裁

昭和二十七年五月六日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣総理大臣官房総務課長

木村 国務大臣	吉武 国務大臣	周東 国務大臣
岡崎 国務大臣	野田 国務大臣	山崎 国務大臣
池田 国務大臣	大橋 国務大臣	
天野 国務大臣	岡野 国務大臣	

設置法案

別紙経済安定本部総裁請議経済審議庁

を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、
国会に提出せられてよいと認める。

法律案

呈案附箋の通り。

経済審議庁設置法案

右

国会に提出する。

昭和二十七年五月十日 衆へ

内閣総理大臣

この法律公布の際の署名大臣は、次の通りとすること。

経済安定本部總裁

内閣總理大臣

商務印書館
民國二十七年五月二日

經本第三〇四号

昭和二十七年五月二日

経山安定本部總裁 吉田

茂

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

經濟審議庁設置法案について閣議請願

經濟安定本部の廃止に伴い、総理府の外局として、經濟審議庁を設置するため、法律を制定する必要があるもので、別紙法律案及び理由書を附して閣議を求めらる。

經心甲一九

經濟安定本部

案の甲一七

経済安定本部

案の甲一七 案の甲一七 案の甲一七 案の甲一七 案の甲一七

案の甲一七 案の甲一七 案の甲一七 案の甲一七 案の甲一七

案の甲一七 案の甲一七 案の甲一七 案の甲一七 案の甲一七

案の甲一七 案の甲一七 案の甲一七 案の甲一七 案の甲一七

内閣総理大臣 吉田 茂

案の甲一七 案の甲一七 案の甲一七 案の甲一七 案の甲一七

昭和二十三年五月二日

案の甲一七 案の甲一七 案の甲一七 案の甲一七 案の甲一七

経済審議庁設置法

(目的)

第一條 この法律は、経済審議庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、経済審議庁（以下「審議庁」という。）を設置する。

2 審議庁の長は、経済審議庁長官とし、国務大臣をもつて充て

(任務)

第三條 審議庁は、左に掲げる事務をつかさどる。
一 経済に関する基本的な政策の総合調整

経済安定本部

- 一 消費するもの。
- 二 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。
- 三 所掌事務の周知宣傳を行うこと。
- 四 所掌事務の公印を制定すること。
- 五 経済に関する基本的な政策及び計画について、関係行政
- 六 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 七 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。
- 八 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置を執ること。
- 九 所掌事務の周知宣傳を行うこと。
- 十 審議庁の公印を制定すること。
- 十一 経済に関する基本的な政策及び計画について、関係行政
- 十二 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 十三 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十三 蘇聯の關する基本防務政策及び情面のつくり、關税の
十二 蘇聯の公明を確保するよう。
十一 兩華暴落の因映直撃を許さう。
十 兩華暴落の因映直撃を許さう、其令のつくりを許さう、其要
九 兩華暴落の因映直撃を許さう、其令のつくりを許さう、其要
八 兩華暴落の因映直撃を許さう、其令のつくりを許さう、其要
七 兩華暴落の因映直撃を許さう、其令のつくりを許さう、其要
六 兩華暴落の因映直撃を許さう、其令のつくりを許さう、其要
五 兩華暴落の因映直撃を許さう、其令のつくりを許さう、其要
四 兩華暴落の因映直撃を許さう、其令のつくりを許さう、其要

機關の事務の総合調整を行うこと。

十四 国土総合開発に關する基本的な政策及び計画を企画立案
すること。

十五 電源開発に關する基本的な政策及び計画を企画立案する
こと。

十六 物価に關する基本的な政策を企画立案すること。

十七 国民生活の安定に關する基本的な政策を企画立案するこ
と。

十八 前四号に掲げるものの外、他の行政機關の所掌に属さな
い総合的經濟政策を企画立案すること。

十九 左に掲げる法律に基く内閣総理大臣の権限の行使につい
て補佐すること。

イ 国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）

ロ 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）

- 十 国土調査法（昭和二十六号法律第八十号）
- 十一 国土総合開発法（昭和二十五年法律二百五号）
- 十二 国土総合開発法（昭和二十五年法律二百五号）
- 十三 国土総合開発法（昭和二十五年法律二百五号）
- 十四 国土総合開発法（昭和二十五年法律二百五号）
- 十五 国土総合開発法（昭和二十五年法律二百五号）
- 十六 国土総合開発法（昭和二十五年法律二百五号）
- 十七 国土総合開発法（昭和二十五年法律二百五号）
- 十八 国土総合開発法（昭和二十五年法律二百五号）
- 十九 国土総合開発法（昭和二十五年法律二百五号）
- 二十 国土総合開発法（昭和二十五年法律二百五号）

ハ 電源開発促進法（昭和二十七年法律第百十号）
二十 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、審議庁に属せしめられた権限

（内部部局）

第五條 審議庁に、左の三部を置く。

総務部
調査部
調査部

（特別な職）

- 第六條 審議庁に、次長一人を置く。
- 2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。
- 3 審議庁に、審議官十人以上以内を置く。
- 4 審議官は、命を受け、重要な庁務に参画する。

一 總務部、計画部及び調査部に、各部を通じ、調査官二十人以上を置く。

二 調査官は、命を受け、専門的事項の調査に参画する。

三 機密に関すること。

四 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

五 長官の官印及び庁印を管掌すること。

六 公文書を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

七 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

八 行政財産及び物品を管理すること。

（附則）
第二十三号

総務部、計画部及び調査部に、各部を通じ、調査官二十人以上を置く。

調査官は、命を受け、専門的事項の調査に参画する。

（総務部の事務）

第七條 総務部においては、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに

教養及び訓練に関すること。

三 長官の官印及び庁印を管掌すること。

四 公文書を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

- 六 行政機関の職員及び事務員を管理すること。
- 七 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 八 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 九 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 一〇 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 一一 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 一二 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 一三 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 一四 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 一五 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 一六 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 一七 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 一八 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 一九 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 二〇 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 二一 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 二二 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 二三 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 二四 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 二五 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 二六 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 二七 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 二八 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 二九 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。
- 三〇 公務員及びその家族の生活及び家族の生活の調査に関すること。

- 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。
- 八 行政の考査を行うこと。
- 九 行政の考査に關すること。
- 十 法令案の審査及び庁務の総合調整に關すること。
- 十一 貿易及び国際收支に關する基本的な政策及び計画の総合調整に關すること。
- 十二 産業に關する基本的な政策及び計画の総合調整に關すること。
- 十三 運輸に關する基本的な政策及び計画の総合調整に關すること。
- 十四 財政、通貨及び金融に關する基本的な政策及び計画の総合調整に關すること。
- 十五 物価に關する基本的な政策の企画立案及び総合調整に關すること。

十六 國民の合理的な生活水準の策定並びに雇用の増大、国民生活水準の改善その他国民生活の安定に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。
十七 国際経済協力に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び推進に関すること。
十八 前七号に掲げるものの外、他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策の企画立案並びに経済に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。
十九 前各号に掲げるものの外、審議庁の所掌事務で、他部の所掌に属さない事務に関すること。
(計画部の事務)
第八條 計画部においては、左の事務をつかさどる。
一 長期経済計画の策定に関すること。
二 総合国力の分析及び測定に関すること。
三 資源の調査及び利用に関すること。
四 食糧の増産及び消費の節減に関すること。
五 労働力の増進及び配置に関すること。
六 貿易の振興及び通関手続の簡便化に関すること。
七 海外投資の奨励及び海外からの資金の導入に関すること。
八 海外からの資金の導入に関すること。
九 海外からの資金の導入に関すること。
十 海外からの資金の導入に関すること。
十一 海外からの資金の導入に関すること。
十二 海外からの資金の導入に関すること。
十三 海外からの資金の導入に関すること。
十四 海外からの資金の導入に関すること。
十五 海外からの資金の導入に関すること。
十六 海外からの資金の導入に関すること。
十七 海外からの資金の導入に関すること。
十八 海外からの資金の導入に関すること。
十九 海外からの資金の導入に関すること。
二十 海外からの資金の導入に関すること。

二 聯合國の代表は、調査に關するもの。

一 貿易調査に關するもの。

(情画の調査)

調査に關するもの。

十 調査に關するもの。

調査に關するもの。

十一 調査に關するもの。

十二 調査に關するもの。

十三 調査に關するもの。

十四 調査に關するもの。

十五 調査に關するもの。

十六 調査に關するもの。

十七 調査に關するもの。

三 電源開発に關する基本的な政策及び計画の企画立案
総合調整に關すること。

四 国土総合開発及び国土調査に關すること。

(調査部の事務)

第九條 調査部においては、左の事務をつかさどる。

一 内外の経済動向の調査及び分析に關すること。

二 経済統計の作成及び整備に關すること。

三 国民所得等の調査及び分析に關すること。

(附属機関)

第十條 審議庁の附属機関として、経済審議會を置く。

二 経済審議會は、内閣総理大臣の諮問に應じ、経済に關する重要な政策、計画等につき調査審議する。

三 経済審議會の組織、所掌事務及び委員については、政令で定める。

卷一

... ..

世宗

10

工、
別
に

のなゝ限

の
と
す
る

經濟安定本部

經濟安定本部

經濟審議庁設置法案

印上

附表

昭和二十五年五月 日

内閣府大官官舎修繕費

参事官事務費

五 歳 前 次

一 臨時審議庁設置法案附屬中

大頁 大行 「行政事業」 「行政事業」

第

録 野 官

(昭和二十五年五月 附表)

法律第

号

経済審議庁設置法

(目的)

第一條 この法律は、経済審議庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三條第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、経済審議庁(以下「審議庁」という。)を設置する。

2 審議庁の長は、経済審議庁長官とし、国務大臣をもつて充てる。

(任務)

第三條 審議庁は、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済に関する基本的な政策の総合調整
- 二 他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策の企画立案
- 三 長期経済計画の策定
- 四 総合国力の分析及び測定
- 五 内外の経済動向及び国民所得等に関する調査及び分析

(権限)

第四條 審議庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

- 一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置を執ること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二 審議庁の公印を制定すること。

十三 経済に関する基本的な政策及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行うこと。

十四 国土総合開発に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

十五 電源開発に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

十六 物価に関する基本的な政策を企画立案すること。

十七 国民生活の安定に関する基本的な政策を企画立案すること。

十八 前四号に掲げるものの外、他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策を企画立案すること。

十九 左に掲げる法律に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

イ 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)

ロ 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)

ハ 電源開発促進法(昭和二十七年法律第 号)

二十 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基く命令を含む。)に基き、審議庁に属せしめら

れた権限

(内部部局)

第五條 審議庁に、左の三部を置く。

総務部

計画部

調査部

(特別な職)

第六條 審議庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

3 審議庁に、審議官十人以内を置く。

4 審議官は、命を受け、重要な庁務に参画する。

5 総務部、計画部及び調査部に、各部を通じ、調査官二十人以内を置く。

6 調査官は、命を受け、専門的事項の調査に参画する。

(総務部の事務)

第七條 総務部においては、左の事務をつかさどる。

一 機密に関する事。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事。

三 長官の官印及び庁印を管守する事。

四 公文書を接受し、発送し、編集し、及び保存する事。

五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。

六 行政財産及び物品を管理する事。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関する事。

八 行政の考査を行う事。

九 こう報に関する事。

十 法令案の審査及び庁務の総合調整に関する事。

十一 貿易及び国際收支に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関する事。

十二 産業に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関する事。

十三 運輸に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関する事。

十四 財政、通貨及び金融に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関する事。

十五 物価に関する基本的な政策の企画立案及び総合調整に関する事。

十六 国民の合理的な生活水準の策定並びに雇用の増大、国民生活水準の改善その他国民生活の安定に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関する事。

十七 国際経済協力に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び推進に関する事。

十八 前七号に掲げるものの外、他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策の企画立案並びに経済に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十九 前各号に掲げるものの外、審議庁の所掌事務で、他部の所掌に属さない事務に関すること。

(計画部の事務)

第八條 計画部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 長期経済計画の策定に関すること。
- 二 総合力の分析及び測定に関すること。
- 三 電源開発に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。
- 四 国土総合開発及び国土調査に関すること。

(調査部の事務)

第九條 調査部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 内外の経済動向の調査及び分析に関すること。
- 二 経済統計の作成及び整備に関すること。
- 三 国民所得等の調査及び分析に関すること。

(附属機関)

第十條 審議庁の附属機関として、経済審議会を置く。

2 経済審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済に関する重要な政策、計画等につき調査審議する。

3 経済審議会の組織、所掌事務及び委員については、政令で定める。

(定員)

第十一條 審議庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。
- 2 この法律施行の際現に経済安定本部の職員である者は、別に辞令を発せられない場合においては、法律に別段の定のない限り、同一の勤務条件をもつて、審議庁の職員となるものとする。

経済安定本部総裁

内閣総理大臣

理 由

今次の行政機構改革の一環として、経済安定本部の廃止に伴い、経済に関する重要な政策及び計画の企画立案及び総合調整並びに内外の経済動向等の調査及び分析を行うことを目的とする経済審議庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。